

令和2年4月1日

JA新庄市 新型コロナウイルス対策

- ① 毎日、出勤前に自宅で検温を行い報告すること。
自宅での検温を毎日行い、記入用紙に記入し、所属長が状況を企画管理部に報告すること。
注) 検温を行っていない者、または発熱やのどの痛み等、症状がある場合は出勤を禁止する。
- ② 事務所等、密閉場所においては、定期的に換気を行うこと。
本所事務所、各施設の事務所等、密閉空間場所においては、下記時間に窓を開け換気すること。
午前10時、午後1時、午後3時、午後5時の4回
- ③ 他都道府県への往来について(業務以外)
県外には極力往来しないよう要請するが、やむを得ず県外への往来が必要な場合は所属長に報告し、所属長は企画管理部に報告・了承を得てから出かけるものとする。
尚、家族等の県外からの往来についても、企画管理部に報告するものとする。
- ④ 感染が疑われる際の対応について
37.5度以上の熱があり、倦怠感、呼吸困難、嗅覚異常等があったら、所属長または企画管理部に連絡し出勤禁止とする。また、以上の症状が4日以上続くときは、企画管理部に報告するとともに、「新型コロナ受診相談センター」に相談すること。
- ⑤ 職場でのマスクの着用について
感染予防対策として、全職員マスクを着用すること。
- ⑥ 周囲で新型コロナウイルスの感染について、情報がありましたら、速やかに企画管理部まで連絡すること。

* 以上の対応については、大地ライフサポート(株)も同様の対応とする。